



新潟県報

発行 新潟県

第 45 号

平成28年6月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 714 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 715 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 716 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 717 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 718 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 719 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(財務課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

選挙管理委員会告示

- 38 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

監査委員公表

- 監査結果公表(監査委員事務局)

告 示

◎新潟県告示第714号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
長岡中央総合病院	長岡市川崎町 2041番地	育成医療・更生医療 (小腸に関する医療)	平成28年5月1日

◎新潟県告示第715号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三条市の一部を受益地域とする県営大島下郷地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年6月15日から平成28年7月12日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第716号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三条市、見附市及び長岡市の一部を受益地域とする県営刈谷田川大堰地区農業用排水施設整備(がんがい排水「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年6月15日から平成28年7月12日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所

見附市役所

長岡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第717号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年2月4日新潟県告示第118号）を次のとおり解除する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小麦平地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第718号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上猪子田(2)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田(3)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田(4)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	土石流
イナバムギ地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	地すべり
小麦平地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	地すべり
赤池地区	上越市清里区赤池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南赤池地区	上越市清里区赤池	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上猪子田(2)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田(3)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田(4)地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上猪子田地区	上越市浦川原区上猪子田	次の図のとおり	土石流
赤池地区	上越市清里区赤池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人敬天会
- 3 代表者の氏名
梅川 幸裕
- 4 主たる事務所の所在地
上越市西城町一丁目3番21号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、身体に障害のある児童、知的又は精神に障害のある児童に対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事業を行い、障害児の積極的な社会参加を促し、健全な育成を図ることで共生社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- 名称 クスリのアオキ弥彦店
所在地 西蒲原郡弥彦村美山359番地1外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置、利用可能時間帯及びその他の変更）に関する届出
公告日 平成28年2月5日
- 3 意見の概要
(1) 弥彦村からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成28年6月14日から平成28年7月14日まで

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
平成28年度新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成28年6月3日（金）
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格
591,870,240円
- 8 入札公告日
平成28年4月22日（金）
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、免許台帳ファイリング装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
(1) 調達案件の名称
免許台帳ファイリング装置賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成28年7月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線 2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 957-0193

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター庶務係

電話番号 025-256-1212 内線 203

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県、国、地方公共団体その他医療機関において、本調達案件又はこれと同目的の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年6月14日(火)から平成28年7月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成28年7月19日(火)午前11時以降に2(3)アに問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年7月28日(木) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成28年7月27日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products or services to be procured:
Leasing contract for license ledger filing device
- (2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:
Date: Thursday, July 28, 2016
Time: 10:00 a.m.
Place: Contract Bidding Room
Niigata Prefectural Police Headquarters Building
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN
- (3) Contact point for the notice:
Supplies and Procurement
Accounting Division
Police Administration Department
Niigata Prefectural Police Headquarters
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan
〒950-8553
Tel: 025-285-0110 EXT.2235

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年6月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 38,330 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 339,562 |
| 3 | 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | |
| | 新潟市北区 | 20,792 |
| | 新潟市東区 | 38,024 |
| | 新潟市中央区 | 48,958 |
| | 新潟市江南区 | 18,881 |
| | 新潟市秋葉区 | 21,409 |
| | 新潟市南区 | 12,765 |
| | 新潟市西区 | 43,205 |
| | 新潟市西蒲区 | 16,539 |
| | 長岡市三島郡 | 76,874 |
| | 上越市 | 54,043 |
| | 三条市 | 27,799 |
| | 柏崎市刈羽郡 | 25,547 |
| | 新発田市北蒲原郡 | 31,443 |

小千谷市	10,221
加茂市南蒲原郡	11,547
十日町市中魚沼郡	18,532
見附市	11,465
村上市岩船郡	19,668
燕市西蒲原郡	24,774
糸魚川市	12,623
妙高市	9,464
五泉市東蒲原郡	18,259
阿賀野市	12,245
佐渡市	16,487
魚沼市	10,585
南魚沼市南魚沼郡	18,204
胎内市	8,487

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年6月14日

新潟県監査委員 野 上 信 子
新潟県監査委員 楡 井 辰 雄
新潟県監査委員 佐 藤 卓 之
新潟県監査委員 高 橋 猛

普通会計
(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	平成28年4月27日	平成26年度	平成27年3月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年2月29日まで	同 上

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
放射線監視センター	平成28年3月3日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	平成28年3月22日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新星学園	平成28年4月27日	平成26年度	平成27年3月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年2月29日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	平成28年4月28日	平成26年度	平成27年3月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年2月29日まで	同 上
大阪事務所	平成28年4月15日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所	平成28年3月28日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

工業技術総合研究所下越 技術支援センター	平成28年3月28日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(指摘事項) 機械器具貸付料に係る督促状を送送する際、 誤って他社宛の文書を混入し、他社情報が漏洩し たものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に 努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
工業技術総合研究所中越 技術支援センター	平成28年2月17日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
醸造試験場	平成28年3月22日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	同 上
新潟テクノスクール	平成28年2月10日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
上越テクノスクール	平成28年1月27日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上
三条テクノスクール	平成28年3月24日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所食品研究 センター	平成28年3月22日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項
農業総合研究所佐渡農業 技術センター	平成28年3月7日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
農業大学校	平成28年4月15日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
中央家畜保健衛生所佐渡 支所	平成28年3月7日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上

下越家畜保健衛生所	平成28年2月4日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(指摘事項) 検査溶液の溶解作業に使用したガスコンロの消火を失念したことにより出火し、ガスコンロ及びガス管の一部を焼損した。 火気の取扱いや施設管理を徹底し、再発防止に万全を期されたい。
中越家畜保健衛生所	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
水産海洋研究所	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
森林研究所	平成28年3月22日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年3月30日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
県税部	平成28年3月30日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	同 上

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年5月17日	平成26年度	平成27年3月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年2月29日まで	同 上
健康福祉部	平成28年3月25日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年4月19日	平成26年度	平成27年1月1日から平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	同 上
県税部	平成28年4月19日	平成26年度	平成27年1月1日から平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年4月19日	平成26年度	平成27年1月1日から平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から平成28年1月31日まで	同 上

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年3月25日	平成26年度	平成27年1月1日から平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	同 上

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年2月1日から平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
県税部	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年2月1日から平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
健康福祉環境部	平成28年4月28日	平成26年度	平成27年1月1日から平成27年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から平成27年12月31日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成27年12月31日現在、過年度調定分117件6,400,887円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	平成28年2月17日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上
下越教育事務所	平成28年2月10日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成28年3月18日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(指摘事項) 職員がキャンプファイヤーの燃え残りと一緒に古くなったテントやブルーシート等を敷地内で焼却処分したことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、書類送検され、罰金刑となったものがあった。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理を行われたい。
新潟高等学校	平成28年2月4日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(指摘事項) 保護者あての一斉メールについて、誤って他者のメールアドレスが表示されたまま送信したものがあつたほか、定期考査(後期中間)答案用紙2名分を紛失したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
新潟南高等学校	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
新潟西高等学校	平成28年2月17日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上
巻高等学校	平成28年3月24日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(注意事項) 歳入歳出外現金に関する事項
長岡向陵高等学校	平成28年5月10日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
三条東高等学校	平成28年3月28日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	同 上

六日町高等学校	平成28年3月28日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	(指摘事項) 1 雪庇防止フェンスについて、財産台帳への登載手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。 2 校舎内に設置のコピー機について、行政財産の目的外使用許可の手続がされていなかった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	適正と認めた。
高田商業高等学校	平成28年3月18日	平成26年度	平成26年11月1日から 平成27年3月31日まで	(指摘事項) 自転車小屋2件について、教育財産の用途廃止の手続を行わず、また、事前に教育長の承認を得ず処分していた。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年10月31日まで	適正と認めた。
久比岐高等学校	平成28年3月30日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
羽茂高等学校	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
佐渡総合高等学校	平成28年3月18日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	適正と認めた。
佐渡中等教育学校	平成28年3月30日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
五泉特別支援学校	平成28年3月28日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
佐渡特別支援学校	平成28年4月27日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上
柏崎特別支援学校	平成28年3月28日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	適正と認めた。

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	平成28年3月4日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項

新潟西警察署	平成28年3月28日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(指摘事項) 個人情報に記載した報告書を誤って他の関係機 関にファクシミリで送付したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に 努められたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項
江南警察署	平成28年3月24日	平成26年度	平成26年11月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
新潟北警察署	平成28年3月25日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
燕警察署	平成28年3月28日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年1月31日まで	(注意事項) 給与に関する事項
見附警察署	平成28年3月28日	平成26年度	平成26年12月1日から 平成27年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年11月30日まで	適正と認めた。
佐渡東警察署	平成28年3月8日	平成26年度	平成27年2月1日から 平成27年3月31日まで	同 上
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
佐渡西警察署	平成28年3月29日	平成26年度	平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで	適正と認めた。
		平成27年度	平成27年4月1日から 平成27年12月31日まで	同 上